平成 23 年 11 月 29 日

各　位

会　社　名　佐藤食品工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　　鈴木　宗行
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　２８１４）
問い合せ先　執行役員管理部長　　上田　正博
電話番号　０５６８－７７－７３１６

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 11 日付プレスリリース「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の元取締役 6 名（以下「被告ら」といいます。）を被告として、名古屋地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起しておりましたが、平成 23 年 11 月 24 日、被告らのうち裁判所からの和解勧告に応じなかった被告 4 名との関係において、同裁判所より判決が言い渡されましたので、お知らせします。

記

１．判決のあった裁判所及び年月日

名古屋地方裁判所　平成 23 年 11 月 24 日

２．訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社は、平成 20 年 4 月、株式会社 J ファクターが発行する無担保社債（社債総額 50 億円。同年 12 月 5 日付一部償還後の社債元本残額 40 億円。以下「本社債」といいます。）を引き受け、また、平成 21 年 1 月、株式会社ＳＦＣＧが発行するコマーシャルペーパー（エンド受渡金額 15 億円。以下「本 CP」といいます。）を引き受けましたが、本社債及び本 CP について回収不能のおそれが生じたことにより、平成 21 年 3 月期決算において、本社債及び本 CP の元本残額約 55 億円を特別損失として計上しました。

当社は、本社債及び本 CP の回収不能による損害につき、被告らに取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反があったことを理由に、平成 21 年 11 月 11 日、被告らに対して、当該損害額である約 55 億円の一部及びこれに対する訴状送達日の翌日から年 5 分の割合による遅延損害金を請求する旨の本訴訟を提起いたしました。

その後、証人尋問・和解勧告等の手続を経て、被告らのうち、和解勧告に応じなかった被告 4 名（菊池渡、山村友幸、西郷義美及び鈴木昌也）との間において、今般、判決が言い渡されることとなりました。

３．判決の内容

（1）被告菊池渡及び被告山村友幸は原告に対し連帯して 3 億円及びこれに対する被告菊池渡については平

成 21 年 11 月 27 日から、被告山村友幸については平成 21 年 12 月 6 日からそれぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

（2）原告のその余の請求を棄却する。

（3）訴訟費用は原告に生じたものはこれを 4 分しその 1 を被告菊池渡及び被告山村友幸の負担その余を原告の負担とし、被告菊池渡及び被告山村友幸に生じたものは同人らの負担とし、被告西郷義美及び被告鈴木昌也に生じたものは原告の負担とする。

（4）この判決は第 1 項に限り仮に執行することができる。

4．今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上